

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成28年12月14日

時 間：12月定例会終了後

富岡町役場 桑野分室

開 議 午後 2時28分

出席議員（13名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	高野匠美君	3番	渡辺高一君
4番	堀本典明君	5番	早川恒久君
6番	遠藤一善君	7番	安藤正純君
9番	山本育男君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君		

欠席議員（1名）

8番 宇佐神幸一君

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参事官兼者	佐藤臣克君
参事官兼長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事官兼長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事官兼長	渡辺弘道君

参 事 兼 産業振興課長	菅 野 利 行 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教育総務課長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	小 林 元 一 君
拠点整備課長	竹 原 信 也 君
統括出張所長	三 瓶 直 人 君
参 事 兼 生活支援課長	林 志 信 君

職務のための出席者

議会事務局長	志 賀 智 秀
議会事務係長	大 和 田 豊 一
議会事務主任	藤 田 志 穂

説明のため出席した者

環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部長	中 井 徳 太 郎 君
環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 指定廃棄物対策 担当参事官室長	筒 井 誠 二 君
環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 指定廃棄物対策 担当参事官室 課 長 補 佐	下 平 剛 之 君
環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 指定廃棄物対策 担当参事官室 課 長 補 佐	森 田 重 光 君
環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 指定廃棄物対策 担当参事官室 参 事 官 補 佐	原 田 高 志 君

環境省福島環境
再生本部本部長 坂川 勉 君

環境省福島環境
再生本部放射能
汚染廃棄物対策
第二課長補佐 高木 恒輝 君

環境省福島環境
再生本部放射能
汚染廃棄物対策
第二課長補佐 小林 正人 君

復興庁参事官 中島 護 君

付議事件

1. 管理型処分場への輸送計画概要について
2. その他

開 会 (午後 2時28分)

○議長（塙野芳美君） それでは、ただいまより富岡町議会全員協議会を開催いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。説明のための出席者は、環境省職員の皆様、職務のための出席者は、町長、副町長、教育長、そのほか関係各位及び議会事務局長ほか議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 大変ご苦労さまです。議員の皆様には、12月定例議会に引き続き全員協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

急遽開催させていただきました本日の全員協議会の案件は、管理型処分場への輸送計画概要について環境省から説明を受けるものであります。

今後帰町を控える当町において、町民の安心、安全のため非常に重要な案件でありますので、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、管理型処分場への輸送計画概要についてに入りますが、説明の前にご挨拶をいただきたいと思います。

国を代表いたしまして、環境省中井部長さん、お願ひいたします。

中井さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（中井徳太郎君） 塙野議長を初めとする富岡町議会議員の皆様及び宮本町長におかれましては、お忙しい中お時間をいただき、まことにありがとうございます。富岡町の皆様には、環境省が実施しておりますさまざまな事業について多大なご協力をいただいており、心より御礼申し上げます。

さて、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業につきましては、ご案内のとおり本年4月に既存の管理型処分場を国有化し、6月に環境省と福島県、富岡町並び檜葉町の間で管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結したところでございます。また、10月には環境省と太田行政区、11月に環境省と毛萱行政区の間で管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結させていただきました。本日ご説明させていただきます特定廃棄物の埋立処分事業に関する輸送計画につきましては、昨年12月の事業容認の際にお申し出事項の一つとして県、両町よりご要望いただいたものでございます。

本日は、去る11月29日に福島県産業廃棄物技術検討会において、技術的な観点からご意見を伺いました特定廃棄物の埋立処分事業に係る輸送計画（案）につきまして、議員の皆様方にご説明させてい

ただきたく存じますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件の説明をお願いいたします。

筒井さん。説明は着座のままで結構です。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室長（筒井誠二君） それでは、お手元のまず資料の確認からさせていただきたいと思います。

議員の先生方の皆様のお手元に資料1、2というのがあるかと思います。資料の1としまして、輸送計画（案）の概要という1枚紙でございます。A3の判のものでございます。資料の2として、輸送計画の要旨についてということで、A4の横でパワーポイントの資料がございます。さらに、参考資料として埋立処分事業のパンフレット、カラーのです。これ、一部これまでご説明してきました追加対策などを加えた形で今般改訂をさせていただいたものがお手元にあると思います。それからまた、議員の先生方のお手元には、まだ未定稿ということでございますけれども、この輸送計画の案のそのものの、これ取扱注意という形になっておりますけれども、ありますので、こちらも適宜ご参照いただければと考えております。

次に、輸送計画（案）の説明の前に、本日の説明の趣旨について申し上げさせていただきたいと思っております。昨年県、それから富岡町、檜葉町さんから事業の容認をいただいたときに、4つの申し入れ事項をいただいたところでございます。具体的には、地元理解が重要であり、国が責任を持って丁寧に対応すること。それから2つ目として、処分場を国有化し、県、2町との安全協定を締結すること。そして3つ目として、輸送計画を策定すること。そして4つ目として、国が責任を持って地域振興策を具体化するということでございました。本日このうちの輸送計画の案につきまして、今回、今般環境省として取りまとめを行いました。これにつきまして、去る11月29日に福島県の産業廃棄物技術検討会にこの内容をお示しし、技術的な観点からのご意見を伺ったところでございます。このため、本日この輸送計画の案につきまして、まず富岡町議会全員協議会において議員の皆様にご説明をさせていただきたいということでございます。

なお、地元行政区の理解に向けまして、特に檜葉町側にあります搬入路における行政区への働きかけなどなど、引き続き行っている状況ということでございますので、本日は技術的な観点からのご説明ということとさせていただきまして、具体的な搬入スケジュールや搬入量につきましては、今後の諸調整の進捗を踏まえまして、改めて適切な時期にご説明の機会をいただきたいと考えております。また、町内の減容化施設などからの搬出のルートにつきましても、最新の交通状況を調査しております、これを踏まえて町と調整中の段階でございます。この点につきましても、調整の進捗を踏まえて改めて適切な時期にご説明をさせていただきたいと思っています。

このようなことから、本日は輸送のスケジュール、それからこの搬入路、そしてその減容化施設からの搬入ルートなどについてご了解をいただくというような場ではないということをまず申し上げておきたいと思います。これらについては、繰り返しになりますけれども、改めて適切な時期に取りま

とより次第ご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、輸送計画の案の内容につきまして、担当の福島再生事務所、高木より説明をさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島環境再生本部放射能汚染廃棄物対策第二課長補佐（高木恒輝君） 福島環境再生事務所の高木と申します。今回この輸送計画（案）につきましてご説明させていただきたいと思います。

まず、手元にございますA3の1枚紙をご確認いただければと思います。こちら、輸送計画（案）の全体像についてご説明しているものでございまして、大きな構成の部分をご確認いただきたいのですが、1、2、3とあります、1つ目が輸送の基本原則について書いております。また、2つ目としまして、輸送に係る基本事項としまして、基本的な情報等を記載しております。3番目が輸送に係る実施事項としまして、こちらが一番ボリュームのあるところですけれども、①から⑩のように個別、具体的な対策を記載しておるところでございます。これら一つ一つの説明につきましては、別途パワーポイントを用意しておりますので、そちらで一つ一つ説明させていただきたいと思います。

それでは、資料2のほうの要旨についてというほうをごらんいただければと思います。1枚めくつていただきまして、はじめにの部分でございます。こちらについては、本文の中でこれまでの経緯について書かせていただいておりまして、今筒井のほうから説明ありましたとおり、本計画につきましては、昨年12月に申し入れいただきました輸送計画に当たるものとして取りまとめるものでございます。

続きまして、3ページ、輸送の基本原則のところでございます。まず、本計画の目的としましては各保管場所等で行う特定廃棄物等の詰めかえ等の輸送に当たっての搬出準備作業について、また実際の特定廃棄物埋立処分施設への輸送に関する基本事項及び実施事項を取りまとめるものでございます。こちら申しおくれましたけれども、この特定廃棄物埋立処分施設といいますのは、もともと福島エコテッククリーンセンターと言っていたものを国有化いたしましたときに国の方で正式名称としてつけたものでございます。したがいまして、これからこの特定廃棄物埋立処分施設という名前で資料の中にも出てまいりますので、ご承知おきいただければと思います。

（2）番、輸送の基本原則としまして、1から3まで挙げております。①として、安全かつ確実に輸送すること。②としまして、埋め立て計画に合わせ計画的かつ円滑に輸送すること。また、③としまして、関係者の理解と協力のもとに輸送することでございます。

続きまして、4ページに移らせていただきます。こちらからは、2番目としまして輸送に係る基本事項についてのご説明でございます。輸送対象としまして、こちらにつきましてはこれまでご説明さしあげていますとおり、放射能濃度10万ベクレルパーキログラム以下を満たす①から⑩の廃棄物としておりまして、特に②、対策地域内廃棄物とまた⑩の指定廃棄物、こちらにつきましては、特定廃棄物として国が責任を持って処理するというものでございます。こちらにつきまして、特定廃棄物埋立

処分施設で処分させていただくことにしておりますけれども、この埋め立ての期間というのは大体6年程度ということでこれまでご説明さしあげておりました。したがいまして、想定輸送期間としても、埋め立て開始後6年程度を見込んでおります。加えまして、①の双葉郡8町村の方々が帰還後に出てくる生活ごみにつきましても、10年分受け入れさせていただくということでご説明しておりますので、こちらについては埋め立て開始後10年間が想定輸送期間としております。

(2) 番としまして、特定廃棄物等の保管場所及び保管状況としまして、これらの輸送対象の廃棄物につきましては、県内の33市町村におきまして、計105個の保管場所において保管されておるところでございます。保管状況としましては、フレキシブルコンテナに収納されているものであったり、一部としてドラム缶に収納されておったり、また一般廃棄物の最終処分場内に埋設されて保管されている例もございます。

続きまして、基本事項その2としまして、搬出先ですけれども、これ下の模式図を見ていただければわかるかと思うのですが、搬出場所として特定廃棄物等の保管場所からセメント固化化の必要なもの、また必要なないもので分けまして、セメント固化化しない廃棄物、またセメント固化化済みのものにつきましては、そのまま特定廃棄物埋立処分施設に搬入いたします。一方で、セメント固化化の必要な廃棄物につきましては、今後楢葉町に整備予定のセメント固化化施設にまず輸送しまして、そちらで固化化した後に特定廃棄物埋立処分施設に搬入するといった流れとなります。

続きまして、6ページです。こちらから輸送に係る実施事項としまして、輸送のさまざまな対策の個別的な事項について述べていきます。また、1番としまして、統括管理の実施でございます。この特定廃棄物埋立処分施設、また経由地としてのセメント固化化施設に搬入する特定廃棄物等の輸送につきましては、環境省が主体となりまして、統括管理を行ってまいります。具体的には、電子タグを用いた廃棄物等の全数管理、またGPSによる輸送車両の管理をしてまいります。これらの詰めかえ作業、搬出準備作業を統括する統括現場管理責任者また運行の管理責任者等を配置しまして、さらに通信不感地域といったようなところについては、交通監視員によるパトロール等の対策を実施していくという方針でございます。

また、7ページ、搬出計画の策定についてでございます。この搬出計画と申しますのは、各保管場所から年度ごとにいつ、どれだけの量を運んでいくかといったような計画を定めるものでございます。このような搬出計画を定めるには、計画的にこの輸送を行っていくことが必要でございまして、環境省として福島県と協力しまして、この各保管場所からの年度ごとの搬出量を設定するためのまず考え方を取りまとめたいと考えております。これは、別途今後取りまとめる予定でございます。

この搬出に係る考え方につきましては、まずこの真ん中のボックスにあります基本的な考え方を踏まえて定めることといたします。この搬出の基本的な考え方としましては、これまでご説明しているとおり、双葉郡8町村のものを優先させていただく。また、富岡町様、楢葉町様、立地町の負担に配慮した搬出の実施をさせていただく。また加えまして、広域処理に協力していただいている市町村に

も配慮させていただきたいといったような基本的考え方を踏まえまして、各保管場所からの年度ごとの搬出量を設定する考え方を定めていきたい。また、その取りまとめに当たりましては、市町村等各関係者への十分な説明を行ってまいります。また、この搬出に係る考え方を踏まえまして、年度ごとの各保管場所の搬出時期、また搬出量、どこからどれだけ運んでいくのかといったものの搬出計画を定めていきたいと考えております。

(3) としましては、試験輸送の実施としまして、本格的な輸送を開始する前に搬出場所及び搬出量を限定した試験輸送を行いまして、そこで手順等の確認を実施することとしております。

続きまして、8ページでございます。特定廃棄物等の搬出準備・輸送の手順といたしまして、特にここで指定廃棄物に関する詰めかえ、搬出のフローというのを示しておりますけれども、セメント固化の必要な焼却飛灰また混合灰といったようなものにつきましては、まずセメント固化施設に運んだ後に埋め立てるといったルートがございます。ここで※1、※2、※3とありますけれども、物によってもともと既にフレキシブルコンテナに封入されているものにつきましては、そのまま固化施設に運んだ上でそこで固化化すると。一方で、この※2にありますような掘り起こしが必要なもの、要は一般廃棄物処分場などに埋められているようなものにつきましては、一度そこで掘り起こした上でフレキシブルコンテナに入れまして、セメント固化施設に輸送いたします。そこで、固化化処理をした後に特定廃棄物埋立処分施設に輸送することといたします。また、※3としまして、既に一部固化化済みのものもございまして、これにつきましてはそのまま特定廃棄物埋立処分施設へ輸送するというところでございます。また、セメント固化化しない廃棄物につきましては、地盤改良収納容器に各保管場所において詰めかえ、封入をいたしまして、その状態で特定廃棄物埋立処分施設に輸送していくといったフローでございます。

また、そこでの搬出準備作業というものについて、9ページに記載させていただいております。各保管場所においては、必要な確認を行いまして、また収納容器への詰めかえ、封入等を行った上で搬出してまいります。

真ん中の丸、詰めかえ、封入作業につきまして、特にセメント固化化しない主灰、不燃物等の廃棄物につきましては、地盤改良用収納容器に封入した上で特定廃棄物埋立処分施設へ搬出してまいります。この右側にちょうどこういった地盤改良収納容器への封入作業のイメージ図をつけておりますけれども、各保管場所においてこういった形で廃棄物を収納容器に封入していくという計画でございます。こういった詰めかえ、封入作業におきましては、もちろん安全管理、環境保全を徹底してまいりまして、仮設テント等により外部環境から隔離した上で周辺環境のモニタリング、詰めかえ作業員の安全の確保等をしっかりとやってまいります。

また、10ページでございます。輸送車両の種類・荷姿としまして、輸送車両につきましては、10トントラックを基本としておりますけれども、また保管場所周辺の道路の状況によっては、4トントラックを活用したり、また効率的な輸送のためにもう少し大きなサイズのものを利用するなど柔軟に対

応していきたいと考えております。また、車両の表示としまして、図にありますとおり側面等に特定廃棄物輸送車両である旨の表示をいたしまして、輸送時には必要な車載物の情報や連絡先を記載した書面ですとか、また緊急時対応のための器具を携行していきます。

11ページには、荷姿についての記載でございますけれども、こちらが先ほどから説明しております地盤改良用収納容器について写真を載せております。セメント固化しない主灰、不燃物等につきましては、①にありますような地盤改良収納容器に封入します。また、セメント固化したものにつきましては、②番のような角形フレキシブルコンテナに封入しまして輸送いたします。この輸送に当たりましては、収納容器が目に触れないようシートかけを行いまして、しっかり廃棄物の固縛を行った上で安全に輸送してまいりたいと考えております。

また、12ページにつきましては、安全かつ円滑な輸送の実施としまして、まず輸送経路につきましては、高速道路等の高規格の道路を優先的に利用します。ただ、この具体的なルートにつきましてはあらかじめ市町村等関係者と調整した上で決定していきたいと思っております。また2番、輸送時間帯につきましては、通学通園の時間帯ですとか、一般交通の渋滞ピークの時間帯はできる限り避けていきたい。また、輸送時期としましては気象条件、特に冬季の積雪等踏まえまして、安全に輸送できるような時期として設定していきたいと考えております。また、一時的な気象状況につきましても、例えば一時的な降雪ですか路面凍結については輸送中止、滑り止め装着等により対応していくと。また、交通規制等への対応につきましても、事前に判明しているものにつきましては迂回路の設定などの検討を行いまして、関係機関と協議を行います。自然災害による交通規制等が予測される場合については、運行取りやめ等の事前の判断を行いますし、また事故による突発的な規制につきましては輸送車両に対して待機や迂回等を指示することとしております。

また、13ページは、この安全対策について続きますけれども、休憩場所の確保としましては、安全のため適切な休憩場所の確保をいたします。また、道路交通対策としまして、一般車両の優先通行、また施設周辺等の必要な箇所におきましては、地域の状況を踏まえまして注意看板の設置、また誘導員の配置等の対応を行います。また、運転マナーを守りまして、地域の状況に応じた速度で走行することといたします。また、特に輸送期間中のその交通車両が集中します国道6号から埋立処分施設へ至る経路におきましては、以下の環境モニタリングを実施する予定でございます。

14ページにおきましては、福島県の地図の中に主要輸送経路を記載しております。また、その主要輸送経路においては色づけをしておりまして、こちらについて6年間仮に一定のペースで輸送がなされた場合においての1日当たりの交通量の試算結果ということで示しております。この色分けされている中で青い線となっておりますのは、1日当たり5台以下の車両が通行するもの。また、黄緑となっておりますのは5台から30台程度。また、処分施設周辺の一番集中する部分につきましては、大体1日当たり30台から65台程度ということで試算がなされております。

15ページにおきましては、特定廃棄物埋立処分施設またはセメント固化施設におきまして、実際輸

送車両が入ってきた場合の受け入れ管理の手順について記載しております。

続きまして、10番の住民の安全確保としましては、沿道の生活環境保全及び安全確保は徹底していくとして、また運行管理者のもと万全の運行管理を行ってまいります。また、輸送車両による公衆の追加被曝線量というのも評価しております、こちらについては十分に低いことが確認されております。

16ページにおきましては、事故等への対応の体制等について記載しておるところでございます。体制の整備ということで、緊急体制の整備図を記載させていただいておりますけれども、この真ん中の列が車両運転者（運行管理責任者）、環境省、輸送主体のものとなっております。車両運転者、同行者につきましては、まず消防、警察等への連絡、また運行管理責任者においては各関係機関、また環境省からは福島県庁または市町村役場等に連絡していくという流れでございまして、詳しくは下の17ページの模式図等にも記載しております。ここにおきまして、車両運転者等はまず事故が起きましたら、自身の安全確保とともに二次災害を回避する行動をとった後、消防、警察等に速やかに連絡いたします。連絡を受けた運行管理責任者は、関係機関に速やかに連絡を行いまして、廃棄物が散乱した場合は現場復旧班を現場に派遣いたします。この現場復旧班は常時組織することとしておりまして、各保管場所における作業員が復旧班員となりまして、近くの保管場所から出動するというオペレーションを考えております。また、こういった事故の車両以外の輸送車両につきましては、別途運行見合せ、待機等の指示を行います。

18ページにおきましては、この輸送に関する理解の醸成といたしまして、リスクコミュニケーション等に関する事項を記載しております。特に保管場所の周辺また搬入経路の沿道、またこの処分施設やセメント固化施設の立地する地域の住民の方々、また関係する市町村の方々には、このような安全対策を積極的に情報発信するとともに受付窓口を設置しまして、コミュニケーションを図っていきたいと考えております。また、県民の理解が得られるように進捗状況ですとか、モニタリング結果等は常時発信していきたいと考えております。具体的な方法としましては、周辺の住民の方々には広報紙の配布等による情報発信、また関係市町村への進捗状況等の情報提供、またホームページの活用による進捗状況等の情報発信、またコールセンターの設置による対応、また加えまして情報発信拠点というものを今後整備いたしまして、そちらで来ていただいて輸送の進捗状況、モニタリング結果等を見ていただくという場も想定しております。

また、19ページ、最後の部分ですが、作業従事者への対応といたしまして、教育・研修の実施、また放射線障害の防止といったところを記載しております、改正電離則に基づき適切に実施していくと考えております。

以上でこの輸送計画の概要につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 3点ほど聞かせてください。

まず1点は、事故です。今の説明で、現場復旧班というものを設けるということで、G P Sについているので、交通事故がどこであったか、そういったものは確認できると思うのですが、例えば冬場なんかでがけ下に落ちてしまったとかアイスバーンとか、そういったときには運行しないようにはなっていますけれども、急に雪降ったような場合に民間のこの10トンとか20トンつるクレーンの車というのは、結構そういうときは出払ってなかなか確保できないのです。だから、自前でそういうものを環境省のほうで、民間と特約というか特別な契約を結んでキープしておくようなやり方が必要かなと思うのですが、どうしてかというと、やはり横転した場合にこのフレコンバッグが飛び散ったり、中のものが拡散したり、そうした場合に普通の業者さんは扱えないのではないかと思うのだ。やはりちょっと線量の高いものが散らばってしまうので、そういった場合にいろんな隔離したり、あとは詰めかえたり、ただつるだけではないので、そういった場合の緊急時の復旧班をやはり特別な復旧班の体制をとっていかないと、どこどこの整備工場さんに連絡すればいいというような程度のものではないと私は思うので、この辺ちょっと検討の余地があるのかなと思うので。

あと2点目は、できればこのダンプはもちろん青ナンバーであると思うのですが、その青ナンバーのダンプには環境省の仕事をしていますというプラカードか何か、シールでも何でもいいです。その運転者の名前も後続の車から見えたりすれば、少しは緊張感を持って運転するのではないかと思うのです。やはり自分の名前を公表されることによって、変な運転はできないと。クロネコの運転手なんかは後ろに、運転者名が出ていますから、ああいう体制もあってもいいのかなと、そういうふうに考えます。

もう一点は、この最終処分場に入るごみなのですけれども、富岡町のごみはもちろんなのだけれども、双葉郡8力町村、あとは対策地域内廃棄物、福島県内の指定廃棄物と。富岡町では、結局好き好んで受けているわけではないので、できれば、いろんなところに避難生活しているのです、富岡町民が。そういうことを考えて、幼稚園の校庭とか小学校の校庭とか、そういったところに埋設してあるものを掘り出して持ってくるので、富岡にこれ運ぶのだよと。富岡で引き受けてくれるのだよと、そういうPR活動、といったものも環境省から、いや、富岡ありがたいねと思われるようなことをやってもらえば、避難している人も肩身を狭くしなくて、あなた方、ここに避難しているけれども、生活ごみも出したりとか結構いづらい人もいるのです。そういったときに、富岡はいいねと言ってもらえるようなやり方をしてもらいたいと思うのだ。この3点をお願いします。

○議長（塙野芳美君） 筒井さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室長（筒井誠二君） 3点議員からご指摘受けました。それぞれ非常に重要なご指摘かというふうに思いながら拝聴させていただきました。

1点目のところでございます。そういう事故のときの特別な体制を検討するようにということでご

ざいますけれども、これにつきましては、我々とあと環境省の中では中間貯蔵の輸送もあります。そういうような中で、どういう体制で的確にその事故に対して対処できるかという体制を我々廃棄物の観点からもちよつとしっかり検討をしていきたいと思います。

それから2番目、 トラックに環境省のものを運んでいるのだということを表示するということでございますが、これは資料の中にも少し書いてありますけれども、環境省の事業として特定廃棄物を輸送している車であるということを表示をさせていただきます。10ページの下のところで、側面にこういうような形での表示をさせていただきたいと思っております。

それから、氏名につきましては、重要なご示唆というか、ご提案をいただきましたので、これ可能かどうか検討をしてまいりたいと思います。

それから、3つ目、昨年になりますけれども、富岡町で苦渋の決断をいただいて処分場の活用をご容認いただいたということでございます。これについてのPRをしっかりとやれということでござりますけれども、このことにつきましては、我々として情報発信は非常に重要だと思っておりませんので、議員からいただいたような観点も含めてしっかりとPRをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

○7番（安藤正純君） はい。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。1点ほど。

一番この中で富岡に運んでくる中で濃度が高いのは、多分焼却飛灰とか混合灰だと思うのですが、フレコンバッグに入れて固形化施設へ運ぶということで、こういう方法しかないのかなと思うのですが、ちなみにこの焼却灰とか混合灰の水分量はどういうふうに、要は余り乾いていると万が一の事故のときに飛散しやすくなってしまうだろうし、余り水分多くて逆に封入したときにトラックが汚染されたなんていうとまずいのかなと思うのですが、そのあたりどのようにお考えしているかお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 森田さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室課長補佐（森田重光君）
お答えいたします。

廃棄物、特に灰の水分含量でございますけれども、これは灰の性質によって、一律例えれば何%にするということは決められませんので、これはやはり先生おっしゃったように灰の状況を見まして、例えば乾燥して舞う可能性があるようなものにつきましては適宜水を加えまして、ただ加え過ぎますと、これも先生おっしゃったように今度はフレコンから出てきてしまう可能性もありますので、適切な水分含量のもとに飛散しないように管理しようと考えているところでございます。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

○4番（堀本典明君） はい。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 5ページのセメント固化化に必要な廃棄物をセメント固化化施設、楢葉町に整備予定となっているのですが、こちらにとりあえず1回搬入して、ここでセメント固化化して、14ページのこのルートでまた埋立処分場に持っていくということなのですが、この場所がいまいち細かい拡大図みたいのがないので、よくわからないのですが、まずどの辺にこの施設がつくられるのかを教えてください。

○議長（塙野芳美君） 筒井さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室長（筒井誠二君） お答えさせていただきます。

こちらのセメント固化化施設の場所ですけれども、楢葉町の波倉地区に建設をするということで楢葉町様のほうにお話をさせていただいているところでございます。

○議長（塙野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ということは、6号線から入るのもあの第二原発の入り口のあたりだと思うのですが、私思うにわざわざ6号線をまたいで反対側に、東側につくっているということなのですけれども、渋滞とかの関係もありまして、わざわざまた6号線に戻ってつくるまでのことはないのかなと。こちらの西側のほうにつくっておけば、6号線側に出ないで渋滞も緩和されると思うのですけれども、どうしてそういうことも考えないでこの東側の波倉地区に建設をするのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 筒井さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室長（筒井誠二君） お答え申し上げます。

このセメント固化化施設の場所につきましては、一番初めにこの旧エコテックを活用した処分場の計画のときに、我々として活用させていただきたいという申し入れをした後に、福島県さん、それから県知事からでしたと記憶しておりますけれども、場所についてはこのセメント固化化施設についてはこの楢葉町に置くということで申し入れが、お話がありましたので、そういうことで我々としてそれをお受けして、楢葉町の波倉地区に設置させていただきたいと決めさせていただいたということでございます。

○議長（塙野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） いや、楢葉町に設置するのは別にいいと思うのですけれども、その渋滞の緩和とかそういうことを考えれば、楢葉町の西側のほうにつくることも考えられたと思うのですけれども、そういういたルートのこともよく考えた上でこの場所にされたのか、再度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 筒井さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室長（筒井誠二君） 環境省、筒井でございます。これにつきましては、適地がどこかというところを踏まえた上で総合的な判断をいただいたと考えています。

いずれにせよ、このルートにつきまして渋滞ができないような形、交通への影響は出ないような形できちんと今交通量調査なんかもしておりますし、その運用の仕方、搬入時間も含めてよく検討していきたいと思いますので、ご理解を賜れればと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） きょうは、輸送計画の案ということで示してもらいましたが、当たり前のことを当たり前に書いてきているだけなのです。もう一歩も二歩も踏み込んだ計画（案）を出していただけるのかと思ったのですが、まさに非常に残念だという思いなのですが、まず交通監視員によるパトロールということで、G P Sとかそういうものである程度パトロールしながら、交通監視員に連絡しながらパトロールするのだと思うのですが、そういうものが通じないところ、G P Sとかそういうものが切れている部分は交通監視員になるのかなと思うのですが、ルートとして選んだ場所のそのG P Sが通じないような、つながらないような場所の調査は済んでいるのかどうか。

あと、8カ町村を優先して立地町の負担に配慮した搬出の実施ということで、いろいろここにうたってもらっていますが、8カ町村とかその立地自治体のものを優先的に運び出すような内容のものも書かれているのですが、それは配慮していただいているのかなと思うのですが、実際立地自治体とか8カ町村のものを優先的に出してもらっても、県全体のものが輸送ルートとして入ってきてはいるで、余りお考えはないのかなと思うのです。だから、その辺を十分考えてもらって、8カ町村の生活ごみ10年間受け入れしますよというまさにこのメリットの部分も出ているのかなと思うのです。ただ、その辺は、入れるときには料金がかかってくるのかこないのか、その辺も実際うたってほしかったなと思うのです。

あと、一般車両の優先通行ということで、この搬入ルートを見ますと、高速道路を使ってきて広野インターでおりて富岡と楢葉の間にある処分場に入れるということなのですが、いわきから下ってくるのには1車線になっていますので、一般車両優先とかいってもどうにもならないのです。本来であれば、楢葉にスマートインターできるのかなと思うのですが、楢葉からおりるような状況はつくれないのですか。搬入するまで間に合わないということなのかどうか。

特に国で発表した高速道路の2車線化、南は広野でとまっているのです。一番重要なところが2車線化していないということなのです。本来であれば、楢葉のスマートインターをおりれば一般道を使う距離が一番少ないので、あと、北から来る部分もそうなのかなと思うのです。でなければ、富岡あたりにつくっていただきて、できるだけ短い距離で入れていくというのが私は筋論な

のかなと思うのですが、その辺もお答えください。

そのくらいです。お願いします。

○議長（塚野芳美君） 筒井さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室長（筒井誠二君） 環境省、筒井でございます。3点ほどいただきました。

まず、私のほうからは、生活ごみのところの10年間のところのお話をさせていただきたいと思います。生活ごみ10年間双葉郡のこの管理型処分場でということでございますけれども、これ料金についてはどういう形になるか、どのぐらいのどういう考え方でどういう比率というのはまだ検討中でございますけれども、一定のご負担をいただくことを考えているところでございます。

また、楢葉のスマートインターの活用とか、そういうインターの活用、現時点でまだ今後というとのものでございますので、現時点ではこの南は広野インターから、北は富岡インターからということで案をお示しさせていただいております。また、今後いつごろということがなってくれば、この埋め立て期間中にです。そのときには、しかるべき検討をして地元と協議をさせていただきたいと考えております。

不感地域の対策につきましては、担当からまたご説明させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 森田さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室課長補佐（森田重光君） 不感地域を調査しているかということでございますけれども、1つはそのG P Sの電波が届くかどうかということと、G P Sの電波をトラックで受けまして、そのG P Sの情報を今度は電話回線でこの基地局に送りますけれども、そこが不感地帯がないかということを調べてございます。そのうちG P Sの電波が届かない場所につきましては、これトンネル等が届かないというところがございます。一方で、その電話の不感地帯になりますと、これは何力所か不感地帯が生じる可能性がございます。これにつきましては、今まさに調査をしているところでございます。

先生ご指摘の不感地帯を通るときの、今度はそういうような情報を送れないのではないかというところでございますけれども、我々不感地帯にはパトロールカーを配置しまして、そのパトロールカーには基本的に衛星回線の電話を置きまして、情報を伝えられるようにしようと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 筒井さん、先ほどの質問の中で楢葉インターの活用、それから複線化もっと早くならないのか、それから富岡インターという考えはということお答えなっていませんので、お答えください。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室長（筒井誠二君） お答えさせていただきます。

楢葉のスマートインターの活用につきまして、現時点ではこの運び込みを開始する時期まだ決まっていませんけれども、今の時点で活用できるインターをもとにこの計画を立てさせていただいているところでございます。そういう意味で、今後そのそれぞれのインターの状況が明らかになってくればその時点でまた可能性については検討させていただいて、また地元と協議をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） G P S やら何やらと言っていますが、不感地帯の対処方法、今現在高速道路じんじん放射能汚染物質、大熊のほうに搬入している経緯ありますよね。それだって同じだと思うのです。今調査中というのは理解できないのです。では、今の放射能汚染物質の搬入は、そういうことは一切対応していないということなのだね。今現在もう高速道路じんじん走ってきているのですから、大熊に向かって。今調査中というのは私理解できないのです。

あと、8力町村のごみです。一部の料金かかるはちょっとおかしいのではないかですか。8力町村、ましてや富岡、楢葉に協力いただいて、あそこを指定廃棄物の最終処分場に設定したのでしょうか。協力したところの搬入するものまで料金をかけてくる、そんなの理解できません。

あとは、高速道路の問題です。地域住民に迷惑かけないとか一般車両に迷惑かけないと言っていながら、あなたら何も検討していないでしょう。迷惑はかけないというのであれば、楢葉のスマートインターを間に合うように完了させてそこからおろすとか、2車線化を一日でも早くして搬入まで間に合わせるとか、きょうそういう案が出てくるのかなと思って期待していたのです。こんな当たり前のこと当たり前に説明されたって実際意味ないです、こんなの。その辺をもうちょっと考えて突っ込んだ説明していただいて、一日も早く入れられる方法考えれば進むのではないかですか。淡々と当たり前のこと説明されたって何も理解できません。どうなのですか。

○議長（塚野芳美君） 筒井さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室長（筒井誠二君） 非常に厳しいご意見をいただいたところでございます。我々としては、今の計画については現時点のものをもとにつくらさせていただいたところでございますけれども、本日いただいた意見につきまして、関係のところから、関係の省庁などにもきちんと話をさせていただきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 筒井さん、先ほど冒頭お話ありましたけれども、きょうの説明はこの程度の概要であるということを先ほどおっしゃっていましたけれども、詳細はまた今後の話だということでおろしいのですよね、再度確認します。

筒井さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室長（筒井誠二君） 環境省、筒井でございます。議長のおっしゃられるとおりでございます。

○議長（塚野芳美君） あるのですか。

高木さん。

○環境省福島環境再生本部放射能汚染廃棄物対策第二課長補佐（高木恒輝君） 8力町村の一般ごみの件ですが、こちらにつきましてはどのように輸送、双葉広域組合が現在処理をされておりますけれども、この処分場への輸送ですとか詰めかえといったものの役割分担ですとか、また先ほどご指摘ありましたような料金どうするかといった部分につきまして、まず今広域組合のその事務方と詰めておりまして、また今後ご指摘を踏まえまして検討させていただきますので、ご理解いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今議長の言ったように説明だけなのかなと思っても、まさに私ら富岡町の議員として、また一市民として苦渋の決断したのです。あなたからも、苦渋の決断という言葉出ましたが、苦渋の決断したのですから、進めるものはきっちり一日も早く進めていただきたいのです。進めるための準備の説明でしょう。こんな説明ならしてもらうことないから、そういうことをきちんと踏まえて説明会を持っていただければ私はありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 筒井さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室長（筒井誠二君） 環境省、筒井でございます。議員の指摘、重く受けとめさせていただきたいと思います。今後留意させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） それでは、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、管理型処分場への輸送計画概要についてを終わります。

ここで環境省の皆様にはご退席を願います。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休 議 (午後 3時18分)

再 開 (午後 3時21分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。

執行部のほうからその他ござりますか。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 議員のほうから何かござりますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 (午後 3時2分)